

○美祢市立地適正化計画策定協議会設置要綱

令和4年6月21日

告示第108号

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、本市の良好なまちづくりに資するよう、幅広い観点からの意見を反映させるため、美祢市立地適正化計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、立地適正化計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 5 副会長は、会長が指名する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画を策定した年度の末日までとする。ただし、委員に異動があった場合における当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第3条第1項第2号に規定する委員が協議会を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により、当該団体の構成員等の代理出席を認めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、会議に出席し、求めに応じて発言することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設農林部建設課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年6月22日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、計画を策定した年度の末日をもって、その効力を失う。